

自 賠 法 図 解

「運行供用者」自賠法3条

「保有者」自賠法2条Ⅲ

「保有者」

=正当な使用权+自己の為利用

例) 車の所有者・正当な借主 ※2 ※3

【自賠償出る】

「泥棒運転者」

⇒正当な使用权ない=保有者ではない=【自賠償出ない】

⇒運行支配あり+運行利益あり=運行供用者である

C.F. 盗まれた「車の保有者」の責任 ※4

「運転者」自賠法2条Ⅳ

「運転者」

=他人のために運転する者・補助する者(2Ⅳ)

例) 市営バスの運転手・タクシー会社の乗務員・宅急便配達担当

⇒運行供用者責任を負わない。民法709条のみ。

C.F. この場合、市・タクシー会社・宅急便会社が保有者(同時に運行供用者)

※1 自賠償保険の被保険者は、と。(自賠法11)

運転者が被保険者になっている理由は、他人のために働く一労働者に過ぎない従業員に対して、自賠償から求償されるのを防止するため。

※2 「知人・従業員に無断使用運転された保有者」=保有者に運行利益あれば=保有者に運行供用者責任あり⇒自賠償おきる

※3 「マイカー通勤を容認していた会社」=会社に運行利益あり=会社に運行供用者責任あり⇒自賠償おきる

※4 泥棒運転された車の保有者の責任

┌ 「きちんと管理して盗まれた保有者」=保有者に運行支配なし+保有者に運行利益なし=保有者は運行供用者ではない

| ⇒保有者は運行供用者責任なし⇒自賠償でない(∵11条)

└ 「管理責任不十分で盗まれた保有者」=保有者に運行供用者責任あり⇒自賠償おきる

自賠法 第2条（定義）

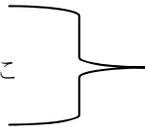
- 1 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を除く。）及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。
- 2 この法律で「運行」とは、人又は物を運送するとしなにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいう。
- 3 この法律で「保有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。
- 4 この法律で「運転者」とは、他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者をいう。

自賠法 第3条（自動車損害賠償責任）

自己のために自動車を『運行の用に供する者』は、その『運行』『によって』『他人』の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。

ただし、

- ①自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、
- ②被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに
- ③自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたこと



免責3要件 条文中の①～③は講師による

を証明したときは、この限りでない。

運行供用者責任

- 要件1** 運行供用者（条文上「運行の用に供する者」）とは？
＝運行支配＋運行利益（二元説・最判S 43..9.24）
＝運行支配のみ（一元説・最判S 50.11.18）

要件2 「運行」とは？⇒2条II（走行装置説・最判S 43.10.8→固有装置説・最判S 52.11.24）

要件3 運行「によって」とは？＝運行起因性とは？⇒（相当因果関係説・最判S 43.10.8）

要件4 「他人」とは何か？

自賠法 第11条（責任保険及び責任共済の契約）

責任保険の契約は、第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生した場合において、これによる保有者の損害及び運転者もその被害者に対して損害賠償の責任を負うべきときのこれによる運転者の損害を保険会社がてん補することを約し、保険契約者が保険会社に保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。